議案第１３０号

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

記

１　対象施設名　　霧島市牧園・横川地区し尿処理場

２　指定管理者　　鹿児島県姶良郡湧水町恒次字浜場８番地10
株式会社三州衛生公社

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1　霧島市牧園・横川地区し尿処理場の概要

⑴　施　設　名　　霧島市牧園・横川地区し尿処理場

⑵　位　　置　　霧島市牧園町宿窪田1516番地

⑶　建 築 年 度　　平成11年度

⑷　構造・面積　　構　　造：鉄筋コンクリート造　地上２階、地下１階
敷 地 面 積：6,845㎡　建物面積：1,678㎡
し尿処理量：36kl／日
処 理 方 式：膜分離高負荷脱窒素＋高度処理

⑸　設 置 目 的　　霧島市の区域内で排出される（市長が特別に認めるものも含む。）生し尿及び浄化槽汚泥を安全、安定的に処理し、環境衛生上支障のないように排出する。

⑹　年間処理実績　　生　し　尿：　2,135kl（令和７年度実績）
浄化槽汚泥：10,193kl（令和７年度実績）
合　　計：12,328kl（令和７年度実績）

⑺　年間手数料実績　　2,159,675円（令和７年度実績）

2　指定管理者の概要

⑴　団体の名称、代表者及び所在地

名　　称　　株式会社三州衛生公社

代　表　者　　代表取締役　石川　武則

所　在　地　　鹿児島県姶良郡湧水町恒次字浜場８番地10

⑵　組織

設立年月日　　昭和51年３月30日

資　本　金　　1,000万円

従　業　員　　58人

主な事業内容　　・一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する事業
・浄化槽の保守点検、清掃及び補修に関する事業
・排水処理施設の運転管理に関する事業
・産業廃棄物の収集運搬及び処分に関する事業
・下水道処理施設及びその他処理施設の維持管理に関する事業
・側溝、用水路の浚渫、清掃に関する事業
・産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業
・土木並びに建築の設計監理施工
・電気工事及び配管工事業
・排ガス、排水、産業廃棄物の分析業務等

３　選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（９人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、株式会社三州衛生公社の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

・過去の運営実績や事業計画書に沿った施設の維持管理が適正に実施されている点を評価する。
・長きにわたり施設の業務委託等により専門技術による管理、経費削減が行われさらに地元との連携が図られている点を評価する。
・し尿汚泥の焼却処理から堆肥化への転換、高額な硝化膜の清掃など、施設を熟知し、維持管理経費の削減等を実施してきた点を高く評価する。
・必要な専門資格者を計画的に養成している点を評価する。
・他部門の社員を含め、進入道路等の管理を長年実施してきたその実績と対応能力を評価する。
・令和７年８月の大雨や、令和８年７月の熊本地震など、大規模災害時において、グループ企業の応援を含め、迅速に対応してきたその実績と対応能力を評価する。
・施設におけるリスク発生に対して、市内グループ企業を中心にサポート体制が整っている点を評価する。